

○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		地方公共団体等が指定する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定数を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束等禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表未報告減算	日中活動実施加算(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	乳幼児加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護職員配置加算(Ⅰ)	看護職員配置加算(Ⅱ)	児童指導員等の場合(1日につき)	ソーシャルワーカー配置加算			
知的障害児の場合	(1)定員5人以上9人以下	当該施設が単独施設	(957単位)															イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +113単位	1日につき +159単位		
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(837単位)																イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +113単位	1日につき +159単位	
		(二)当該施設が主たる施設	(1,727単位)																		
		(三)当該施設が単独施設	(957単位)																		
	(3)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(665単位)																		
		(二)当該施設が主たる施設	(1,109単位)																		
		(三)当該施設が単独施設	(878単位)																		
	(4)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(645単位)																		
		(二)当該施設が主たる施設	(1,075単位)																		
		(三)当該施設が単独施設	(852単位)																		
	(5)定員21人以上25人以下		(837単位)																		
	(6)定員26人以上30人以下		(812単位)																		
	(7)定員31人以上35人以下		(700単位)																		
	(8)定員36人以上40人以下		(665単位)																		
	(9)定員41人以上50人以下		(625単位)																		
(10)定員51人以上60人以下		(600単位)																			
(11)定員61人以上70人以下		(578単位)																			
(12)定員71人以上80人以下		(554単位)																			
(13)定員81人以上90人以下		(535単位)																			
(14)定員91人以上100人以下		(513単位)																			
(15)定員101人以上		(493単位)																			
口 自閉症児の場合	(1)定員30人以下		(845単位)																		
	(2)定員31人以上40人以下		(772単位)																		
	(3)定員41人以上50人以下		(734単位)																		
	(4)定員51人以上60人以下		(701単位)																		
	(5)定員61人以上70人以下		(668単位)																		
	(6)定員71人以上		(637単位)																		
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,246単位)																		

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表情報減算	日中活動記録加算(1日につき)	重度障害児支援加算	重度障害児支援加算	重度障害児支援加算	重度障害児支援加算	重度障害児支援加算	重度障害児支援加算	重度障害児支援加算	重度障害児支援加算	重度障害児支援加算	重度障害児支援加算
	(二)当該施設が単独施設	(988単位)							+54単位										+159単位
2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(907単位)							+170単位										1日につき+159単位
	(二)当該施設が単独施設	(988単位)							+54単位										
3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(907単位)							+161単位										1日につき+159単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,903単位)																	
	(三)当該施設が単独施設	(988単位)							+54単位										
4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(694単位)							+107単位										1日につき+106単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,360単位)																	
	(三)当該施設が単独施設	(900単位)							+54単位										
5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(644単位)							+81単位										1日につき+79単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,142単位)																	
	(三)当該施設が単独施設	(900単位)							+54単位										
6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(577単位)							+64単位										1日につき+63単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,022単位)																	
	(三)当該施設が単独施設	(871単位)							+54単位										
7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(542単位)							+54単位										1日につき+53単位
	(二)当該施設が主たる施設	(871単位)																	
	(三)当該施設が単独施設	(871単位)							+54単位										
8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(767単位)							+46単位										1日につき+45単位
	(二)当該施設が単独施設	(767単位)																	
9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(713単位)							+40単位										1日につき+40単位
	(二)当該施設が単独施設	(713単位)																	
10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	(628単位)							+32単位										1日につき+32単位
	(二)当該施設が単独施設	(628単位)																	
11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	(603単位)							+27単位										1日につき+26単位
	(二)当該施設が単独施設	(603単位)																	
12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(582単位)							+23単位										1日につき+23単位
	(二)当該施設が単独施設	(582単位)																	
13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(560単位)							+20単位										1日につき+20単位
	(二)当該施設が単独施設	(560単位)																	
14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(540単位)							+18単位										1日につき+18単位
	(二)当該施設が単独施設	(540単位)																	
15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(519単位)							+18単位										1日につき+16単位
	(二)当該施設が単独施設	(519単位)																	
二つあ児の場合 (1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,246単位)							+322単位										1日につき+159単位
	(二)当該施設が単独施設	(983単位)							+54単位										
2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(929単位)							+179単位										1日につき+159単位
	(二)当該施設が単独施設	(983単位)							+54単位										
3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(929単位)							+161単位										1日につき+159単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,889単位)																	
	(三)当該施設が単独施設	(983単位)							+54単位										
4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(695単位)							+107単位										1日につき+106単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,349単位)																	
	(三)当該施設が単独施設	(895単位)							+54単位										
5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(647単位)							+81単位										1日につき+79単位
	(二)当該施設が主たる施設	(1,139単位)																	

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超過する場合は	入所支援計画が作成されない場合は	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表未報告減算	日中活動支援加算(1日につき)	重度障害児支援加算	重度障害児別加算	重度障害児特別支援加算	重度障害児特別支援加算	重度障害児特別支援加算	重度障害児特別支援加算	重度障害児特別支援加算	重度障害児特別支援加算	重度障害児特別支援加算		
	(三)当該施設が単独施設	(695単位)								+54単位											
6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(573単位)								+64単位											
	(二)当該施設が主たる施設	(666単位)								+54単位											
	(三)当該施設が単独施設	(866単位)								+54単位											
7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(545単位)								+54単位											
	(二)当該施設が主たる施設	(866単位)								+54単位											
	(三)当該施設が単独施設	(866単位)								+54単位											
8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(763単位)								+46単位											
	(二)当該施設が単独施設	(763単位)								+46単位											
9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(710単位)								+40単位											
	(二)当該施設が単独施設	(710単位)								+40単位											
10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	(623単位)								+32単位											
	(二)当該施設が単独施設	(623単位)								+32単位											
11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	(600単位)								+27単位											
	(二)当該施設が単独施設	(600単位)								+27単位											
12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(580単位)								+23単位											
	(二)当該施設が単独施設	(580単位)								+23単位											
13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(558単位)								+20単位											
	(二)当該施設が単独施設	(558単位)								+20単位											
14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(537単位)								+18単位											
	(二)当該施設が単独施設	(537単位)								+18単位											
15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(518単位)								+18単位											
	(二)当該施設が単独施設	(518単位)								+18単位											
ホ 肢体不自由児の場合	1)定員50人以下	(766単位)																			
	2)定員51人以上60人以下	(752単位)																			
	3)定員61人以上70人以下	(737単位)																			
	4)定員71人以上	(720単位)																			
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (292単位)																			
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (191単位) (2)定員61人以上90人以下 (172単位) (3)定員91人以上 (150単位)																			
自治体別加算	イ 自治体別加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき360日を限度として1日につき337単位を加算)																				
	ロ 自治体別加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき360日を限度として1日につき448単位を加算)																				
入院時特別加算	イ 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算)																				
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)																				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)																				
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)																				
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)																				
家族支援加算(Ⅰ)	イ 居宅を訪問(1時間以上) (1回につき300単位を加算)																				
	ロ 居宅を訪問(1時間未満) (1回につき200単位を加算)																				
	ハ 施設等で対面 (1回につき100単位を加算)																				
	ニ オンライン (1回につき80単位を加算)																				
家族支援加算(Ⅱ)	イ 施設等で対面 (1回につき80単位を加算)																				
	ロ オンライン (1回につき60単位を加算)																				
地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)																				
移行支援関係機関連携加算	(月1回を限度とし1回につき250単位を加算)																				
体罰利用支援加算	イ 体罰利用支援加算(Ⅰ) (年2回、1回につき3日を限度として1日につき700単位を加算)																				
	ロ 体罰利用支援加算(Ⅱ) (年2回、1回につき5日を限度として1日につき500単位を加算)																				
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき27単位を加算)																			
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき22単位を加算)																			
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき19単位を加算)																			
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき15単位を加算)																			
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき13単位を加算)																			
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき12単位を加算)																			
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき11単位を加算)																			
		(8)定員101人以上 (1日につき10単位を加算)																			
		ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき15単位を加算)																		
			(2)定員41人以上50人以下 (1日につき12単位を加算)																		
(3)定員51人以上60人以下 (1日につき10単位を加算)																					
(4)定員61人以上70人以下 (1日につき8単位を加算)																					
(5)定員71人以上80人以下 (1日につき7単位を加算)																					
(6)定員81人以上90人以下 (1日につき6単位を加算)																					
(7)定員91人以上100人以下 (1日につき5単位を加算)																					
(8)定員101人以上 (1日につき5単位を加算)																					

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	地方公共団体が設置する指定児童福祉施設の場合	利用者の数が毎用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束防止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表義務減算	日中活動支援加算(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	支援行動障害児特別支援加算	乳幼児加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護職員配置加算(1)	看護職員配置加算(2)	児童指導員等加算(1日につき)	ソーシャルワーカー配置加算
家業マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)																
要支援児童加算	イ 要支援児童加算(1)	(1月につき1回を限度 1回につき150単位を加算)															
	ロ 要支援児童加算(2)	(1月につき4回を限度 1回につき150単位を加算)															
集約的支援加算	イ 集約的支援加算(1)	(月4回を限度として、1500単位を加算)															
	ロ 集約的支援加算(2)	(1回につき500単位を加算)															
小規模グループケア加算	イ 小規模グループケア加算(1)	(1日につき320単位を加算)															
	ロ 小規模グループケア加算(2)	(1日につき233単位を加算)															
	ハ 小規模グループケア加算(3)(9~10名の場合)	(1日につき186単位を加算)															
	ニ 小規模グループケア加算(サテライト型)	(1日につき578単位を加算)															
	注:平成24年4月以前に開設された施設に限る																
障害者支援施設等専任職員上加算	イ 障害者支援施設等専任職員上加算(1)	(1月につき10単位を加算)															
	ロ 障害者支援施設等専任職員上加算(2)	(1月につき14単位を加算)															
新規感染症等施設感染加算	(月5回を限度として、240単位を加算)																
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)	(1月につき 所定単位×211/1,000)															
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(2)	(1月につき 所定単位×207/1,000)															
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(3)	(1月につき 所定単位×168/1,000)															
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(4)	(1月につき 所定単位×141/1,000)															
	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき 所定単位×173/1,000)															
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき 所定単位×184/1,000)															
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき 所定単位×189/1,000)															
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき 所定単位×180/1,000)															
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき 所定単位×148/1,000)															
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき 所定単位×142/1,000)															
	(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき 所定単位×152/1,000)															
	(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき 所定単位×130/1,000)															
	(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき 所定単位×148/1,000)															
	(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき 所定単位×114/1,000)															
	(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき 所定単位×103/1,000)															
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき 所定単位×110/1,000)																
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき 所定単位×109/1,000)																
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき 所定単位×71/1,000)																
	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能																
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)	(1月につき 所定単位×99/1,000)															
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(2)	(1月につき 所定単位×72/1,000)															
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(3)	(1月につき 所定単位×40/1,000)															
	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能																
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)	(1月につき 所定単位×43/1,000)															
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(2)	(1月につき 所定単位×39/1,000)															
	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能																
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 所定単位×38/1,000)																